協同組合による金融事業に関する法律	第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の六十の二十七第一項及び第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
［略］	
信用金庫法	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条第九項、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の二十七第一項並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
長期信用銀行法	第十七条において準用する銀行法第二十条及び第五十二条の六十第二項
［略］	
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の六十第二項、第五十二条の六十の二十七第一項並びに第五十二条の六十一の二十一第一項
［略］	
金融サービスの提供に関する法律	第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二、第三十四条第二項及び第四十二条第一項
［略］	

協同組合による金融事業に関する法律	第五条の七第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第六条の二第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項
［同上］	
信用金庫法	第十二条第七項において準用する会社法第三百十条第七項（第一号に係る部分に限る。）及び第三百十一条第四項、第二十三条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第二十四条第九項、第三十七条の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八条第十一項（第一号に係る部分に限る。）、第四十八条の七第四項（第一号に係る部分に限る。）、第五十一条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第六十三条において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の二十一第一項
長期信用銀行法	第十七条において準用する銀行法第二十条及び第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
［同上］	
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の六十第二項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十一の二十一第一項
［同上］	
金融サービスの提供に関する法律	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項、第三十二条において準用する貸金業法第十九条の二、第三十四条第二項及び第四十二条第一項
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。